

審理員意見書

平成 29 年 3 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

審理員 虎頭 俊之

審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] が平成 28 年 9 月 28 日付けで提起した処分庁 [REDACTED] 市福祉事務所長による生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（平成 28 年度（審）第 45 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 [REDACTED] 市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人 [REDACTED] の配偶者である [REDACTED] を A という。
- 4 [REDACTED] 支店を「Bスーパー」という。
- 5 [REDACTED] を「C社」という。



1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成 28 年 9 月 7 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、●●市に居住する者であり、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 2 条の規定により、保護の実施機関である●●市長から、法第 63 条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関する事務の委任を受けたものである。

ウ 平成 26 年 5 月 26 日、処分庁は、請求人から、「生活保護法第 61 条に基づく収入申告について（確認）」を徴取した。当該確認書には、「私は、生活保護法第 61 条に基づき、（中略）働いて得た収入や年金、手当、その他の全ての収入があったとき及び世帯の構成に異動があったときには処分庁へ速やかに正しく申告すること（中略）について説明を受けて理解しました。」と記載され、請求人の署名及び押印（※請求人の名字は婚姻前の旧姓である。）がされている。

エ 同年 6 月 6 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年●●月●●日を実施年月日として、法に基づく保護を開始した。

オ 同年 6 月 16 日、請求人は A と婚姻した。

カ 同年 7 月 11 日付けで、処分庁は、上記オの婚姻による世帯員増を理由とする保護変更決定処分を行い、併せて世帯主を請求人から A に変更した。

キ 同年 12 月 17 日、処分庁は、請求人から、就職届の提出を受けた。当該届に記載された勤務内容等の概要は次のとおりであった。

働き始めた人 請求人
会社名 B スーパー

仕事の内容	レジ
時給	950 円
給与計算締切日	毎月末日
給与支払日	翌月 15 日
勤務形態	パート
勤務時間	4 時間
交通費負担	不要
勤務開始日	平成 26 年 12 月 11 日

- ク 平成 27 年 1 月、処分庁は、同月分保護費（医療扶助費を除く。）として、請求人世帯に対し、186,360 円を支給した。
- ケ 平成 28 年 8 月 10 日、処分庁は、課税当局への照会の結果、平成 27 年中に、請求人に就労収入があることを発見した。
- コ 同月 25 日、処分庁は、請求人が勤務していた C 社（上記キの B スーパーを経営）に対し、給与支払状況について照会した。
- サ 平成 28 年 9 月 1 日、処分庁は、上記コの照会に対する回答として、C 社から、①「請求人に関する給与支払状況について」及び②「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」を收受し、平成 27 年 1 月に請求人に就労収入（未申告）があったことを確認した。これらによれば、処分庁の勤務内容及び支給額等は次のとおりであった。

(ア) 「請求人に関する給与支払状況について」より

仕事の内容	販売（パート）
時給	950 円
給与計算締切日	毎月末日
給与支払日	毎月 15 日
勤務形態	パート
勤務時間	4 時間（1 日）
通勤交通費	支給なし
勤務開始日	平成 26 年 12 月 11 日
退職日	平成 27 年 1 月 31 日

(イ) 「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」より

出勤日数	3 日
総支給額	9,200 円
その他控除	70 円
差引支給額	9,130 円

- シ 同月 7 日、処分庁は、請求人に上記サの未申告収入について事情を確認したところ、申告遅れがあったのであれば早急に申告したいとのことで、同日、請求人から、平成 27 年 1 月分の収入申告書、及び平成 27 年 1 月 15 日に C 社から 9,130 円の入金があったことを示す預金通帳の写しを徴取した。同申告書には次の内容が記載さ

れていた。

就労日数 3日

収入額 9,130円

ス 同日、処分庁は、請求人の就労収入申告漏れに対する対応についてケース診断会議を実施し、次の（ア）から（オ）の意見を基に、請求人に不正受給の意図があったことの立証が困難であるため、法第 63 条を適用し、かつ、基礎控除は行わないとの結論に至った。

（ア）就職届は提出されており、虚偽の申告書を提出したわけではないため、不正受給の意図の立証は困難である。

（イ）就労収入の申告漏れは、就労経験、日数、収入額が少なく、手続に不案内であったためであり、作為的に申告しなかったとまでは言えない。

（ウ）継続性もなく、処分庁の指示に応じて速やかに申告し、返還も了承している。

（エ）法第 63 条を適用するとしても、基礎控除は勤労意欲の助長の観点から政策的に行われるものであるため、基礎控除は認めるべきではない。

（オ）本件は届出が適正に行われたわけではないため、基礎控除は認めるべきではない。

セ 同日、処分庁は、請求人世帯の世帯主である A に対し、「平成 27 年 1 月分稼働収入の申告が平成 28 年 9 月になされたため」との理由により、9,130 円を返還金とする内容の本件処分を行った。

なお、本件処分の決定通知書中、「費用徴収」とあるのは、正しくは「費用返還」である。

ソ 同月 28 日付けで、請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次のアからキまでの理由により、本件処分を取り消すとの判決を求める。

ア 急迫の場合等において資力があるにもかかわらずと書いてあるが、資力がない中（難病指定の病気、 症）主治医からストップと言われている中、頑張りたいとの気持ちで働き出したが、体力的に無理と主治医から言われてしまい、具合も悪化してしまい、退社した。資力はない。

イ 現ケースワーカーの発言等問題がある。

ウ 実質、働いていたのが平成 26 年 12 月、収入を得たのが平成 27 年 1 月で、処分庁から請求人に対して申し出があり、請求人が申告を早急に行ったのが平成 28 年 9 月 7 日である。その間の 1 年半以上の時間は、処分庁は一体何をしていたのか、なぜ未申告にここまで気づかなかったのか。

エ 処分庁も一言「こちらも気付かなくて申し訳ありませんでした」ということを言ってくれたならば、請求人も納得したと思う。

オ 請求人としては、その 9,000 円ほどを払う、払わないはどうでもよく、払うのであれば払う。ただ、その成り行きである。処分庁は 1 年半以上も何をしていたのかという疑問視である。

カ 非常に不快なのが、お金の問題ではなくて、その内容である。なぜ、一言でよいから、「こちらも気づきませんでしたね、申し訳ありませんでしたね」とその時に言ってくれなかったのか。

キ お金なんてどうでもよい。払う。払えばそれで終わるから、それは払う。そんなことではなくて、そのモラルがどうなってるのかなど。請求人は就職したという一筆を書いて処分庁に出している。そこで、収入があるのも、収入申告を出すのも当然で、請求人も疎かでしたということはお詫びした。そこに対して、それに気付かなかつた処分庁もお互いが謝るものではないかと、請求人は大変強く思う。

(2) 処分庁の主張の要旨

次のアからエまでの理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 法第 8 条第 1 項により、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

そして、次官通知第 8 2 に収入額の認定の原則が示され、同第 8 3 (1) アで就労(被用)収入を認定することとされている。

これは、被保護者の金品又は物品をまず「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要に充て、それでも被保護者の需要に足りない場合に、生活保護制度が不足部分を支給するものであることを示すものである。そして就労収入は当然にまず被保護者の需要に充てるべき金品に当たる。法第 63 条は、被保護者の費用返還義務を規定しており、問答集問 13-1 に、被保護者が収入申告を怠ったため扶助費の支給が行われた場合で、不正受給の意図が認められない場合にも、同条が適用されるとされている。

イ 本件処分は、請求人に平成 27 年 1 月以降に支給された扶助費のうち、保護基準を超えて受給した費用の同法第 63 条による費用返還決定である。保護基準によると、請求人の平成 27 年 1 月の最低生活費は 186,360 円(医療扶助費を除く。)である。請求人の平成 27 年 1 月の就労収入は 9,200 円であり、必要経費 70 円を除いた 9,130 円が、まず被保護者の需要に充てるべき金品、すなわち、認定すべき就労収入である。このため、請求人の平成 27 年 1 月の保護基準により支給されるべき費用は、186,360 円から 9,130 円を差引いた 177,230 円となる。しかし、請求人は速やかに収入申告を行うべき義務(法第 61 条)があるところ、これを怠り、これにより平成 27 年 1 月に保護基準を 9,130 円を超える 186,360 円(医療扶助費を除く。)を受給している。

なお、費用返還対象期間は収入のあった平成 27 年 1 月から収入申告のあった平成 28 年 9 月までとなるが、既に平成 27 年 1 月分として支給した扶助費が収入額を超えているため、平成 27 年 2 月以降の扶助費の合計は省略する。

このため、請求人は保護基準を超えて受給した費用である 9,130 円を速やかに返還しなければならないものである。

ウ 本件処分において、就労収入から基礎控除を行っていない。その理由は以下のとおりである。

(ア) 申告を怠った場合の法第 63 条と法第 78 条の適用について

法第 63 条は「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは」「返還しなければならない」と規定している。これは、本来、資力を有する者がその資力を活用できずに保護を受け、資力が事後に換金され、適正な届出がなされた場合、換金された資力に応じた保護金品の返還を求めるものである。これは、不正受給の意図なし、適正な届出ありの場合と言える。

これに対して、法第 78 条は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」「た者があるときは」「市町村の長は」「その費用」を「徴収することができる」と規定している。不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものは刑法又は法第 85 条によって処罰されるものの、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、法第 78 条が規定されている。なお、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる（運営の手引 VI 3 (1)）。これは、不正受給の意図あり、適正な届出なしの場合と言える。

「申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合」については、法第 63 条及び法第 78 条の本来の適用場面ではないものの、問答集問 13-1 に判断の指針がある。答の 1 行目以降に「本来、法第 63 条は、受給者の」「不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではな」いが、「受給者に不正受給の意図があったことの証明が困難な場合等については」「法第 63 条が適用されている」としている。そして、①法第 63 条によることが妥当な場合として、不正受給の意図がなく届出を怠ったことについて合理的な理由がある場合を、② 法第 78 条によることが妥当な場合として、積極的に虚偽の事実を申し立てることや事実を故意に隠蔽することを例示している。

しかし、申告を怠った場合で、不正受給の意思がなかったことが立証されるが申告を行わなかったことに合理的な理由がない場合（不正受給の意図なし、適正な届出なし）や不正受給の意思があることの立証が困難な場合（不正受給の意図立証困難、適正な届出なし）は、① ② に該当しない。法第 78 条は刑事罰の対象となるもので、とりわけ不正受給の意図があったことの証明が必要であることから、問答集問 13-1 答の 2 段落目以降にあるとおり法第 63 条の適用ということになる。

(イ) 法第 63 条・法第 78 条と控除について

申告を怠った場合の法第 63 条・法第 78 条のいずれかを適用すべきかの基準は、上記のとおり不正受給の意思の立証可能性によると考えられるところ、収入認定の際に認められる控除については、収入の届出状況に応じて判断されるものと考えられる。このことは、問答集問 13-23 (3) の中に、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。」とされており、運営の手引き VI の冒頭 2 段落目にも「届出義務を怠り」「保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずる」とされていることから明らかである。また、このように考えないと、申告義務の懈怠を助長することになる。法第 63 条は資力を活用できずに保護を受け、一定程度経過後に換金され、適正な届出がなされた場合（不正受給の意図なし、適正な届出あり）、法第 78 条は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合（不正受給の意図あり、適正な届出なし）が、それぞれの本来の適用場面である。問答集問 13-23 答 (2) (3) は法第 63 条・法第 78 条の本来的な適用場面を前提として区分しているもので、本件処分のような適正な届出がなされていないが、不正受給の意図があることの立証困難な場合については、当該区分によるものではないと考えられる。

問答集問 13-23 (2) は「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には」「控除等を適用すべき」としている。これは「事後に資力が換金され」とあるとおり、資力を活用できずに保護を受け、一定程度経過後に換金され、適正な届出がなされた場合（不正受給の意図なし、適正な届出あり）を前提としたものである。問答集問 13-23 答 (2) の「就労収入」についても、「これを具体的な例に」とあるとおり、適正な届出がなされたことを前提としている。法第 61 条は「被保護者は、収入」「について変動があったとき」「は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」として、届出義務を課している。このため合理的な理由なく、すみやかな収入申告を怠った場合は適正な届出とは判断できない。

(ウ) 本件処分で基礎控除を行わなかった理由

請求人は法第 61 条の届出義務を了知しており、平成 27 年 1 月 15 日に収入を得て、同日にこれを引き出しており、収入を得たことも認識していた。しかし、請求人は収入申告を行っていなかった。平成 28 年 9 月 7 日に届出した収入申告書は、入金後 1 年以上経過したものであり「すみやか」な届出とはいえない。また、課税調査で発覚し、処分庁の指示により届出をしたものであり、届出義務を果たしたともいえない。さらに、届出を遅延した合理的な理由もない。請求人の収入申告は適正な届出とはいえないものである。適正な届出がないため、本件処分で基礎控除を適用していない。

エ 以上より、本件処分は法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

4 理由

(1) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、処分庁が、課税調査により発見した、請求人の平成 27 年 1 月の未申告収入について、不正受給の意図は立証困難と判断した上で、法第 63 条に基づき費用返還金決定処分を行ったものである。

イ そこで、本件処分の適法性について検討するに、就労収入は、法第 4 条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として当然に活用すべき資力である。

請求人は、平成 27 年 1 月 15 日に就労収入を得たにもかかわらず、当該収入を活用することなく扶助費を受給しているから、法第 63 条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。

ウ 次に、法第 63 条を適用して決定した返還額について検討する。

処分庁は、請求人の就労収入 9,200 円に対し、必要経費 70 円のみを控除し、基礎控除の適用はしないとして、9,130 円の返還を求めている。

本件処分において基礎控除を行わない理由について、処分庁は、法第 63 条を適用する場合において、基礎控除が認められるか否かは、不正受給の意思の有無ではなく、収入の届出状況に応じて判断されるべきであると主張する。その上で、請求人については、不正受給の意図があることは立証できないが、申告を行わなかったことに合理的な理由がなく、適正な届出とは認められないため、基礎控除が適用されるものではないとしている。

エ そこで、かかる処分庁の主張を踏まえた上で本件処分の適法性について検討する。

(ア) 法第 63 条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」として、返還させる額について保護の実施機関の裁量を定めている。もっとも、かかる裁量は、全くの自由裁量ではなく、裁量権の逸脱又は濫用がある場合には、違法となる。

(イ) この点、問答集問 13-23 答 (2) においては、法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合、事後に資力が換金されるときは、次官通知及び局長通知等保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきとし、具体例として勤労(就労)収入を挙げている。他方、同 (3) においては、法第 78 条を適用する場合は、各種控除を適用することは適当でなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている。

このように、法第 63 条を適用する場合と異なり、法第 78 条を適用する場合に各種控除が認められないのは、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行

われないことによって、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではないからである。

(ウ) そうすると、不正受給の意図が認められない（立証できない）として、法第 63 条を適用する場合において各種控除を適用しないとするのは、結果として法第 78 条を適用したと変わらないことになるが、かかる取扱いは、不正受給の意図を立証できなくとも、当該意図があった場合と同様の取扱いを可能とするものであり、著しく合理性を欠くことになる。

以上のことから、法第 63 条を適用する場合において、法第 78 条の場合と同様の取扱いをして各種控除を行わないとするのは、処分庁の裁量を逸脱するものであり、認められない。

(エ) 本件処分においては、処分庁は請求人について不正受給の意図を立証できないとしながら、就労収入について基礎控除を行わないとしており、これは処分庁の裁量を逸脱するものであり、違法と言わざるを得ない。

オ なお、処分庁は、ウのように基礎控除の適用の有無を分ける根拠として、問答集 13-23 (2) において、「保護開始後に発生した資力について（中略）事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべき」とされているところ、これは、「事後に資力が換金され」とあるとおり、資力を活用できずに保護を受け、一定程度経過後に換金され、適正な届出がなされた場合（不正受給の意図なし、適正な届出あり）を前提としたものであると主張する。また、問答集 13-23 (2) の例示にある「勤労収入」についても、適正な届出がなされたことを前提としており、本件のような適正な届出がない場合（速やかな申告を行わなかったことに合理的な理由がない場合）には適用がないと主張する。

しかしながら、問答集 13-23 (2) において、「事後に資力が換金され」との文言から、処分庁の言うような前提まで読み取ることはできず、また、法第 63 条を適用するケースの中で各種控除を適用する場合に限定をかけることを想定しているとは到底読み込めないから、かかる処分庁の主張は採用できない。

カ 以上のことから、本件処分は違法と言わざるを得ない。

(2) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、本件処分は、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、取り消されるべきである。

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)

は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、(中略) 次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況
(後略)

二 【略】

2 【略】

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき (中略) は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第 77 条 【略】

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け (中略) た者があるときは、保護費を支弁した (中略) 市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する (中略) ことができる。

2～4 【略】

イ 生活保護法による保護の実施要領について (昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第 8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1・2 【略】

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労 (被用) 収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、(中略) 手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4) によるほか、社会保険料、所得税、(中略) 通勤費等の実費の額を認定すること。

イ～エ 【略】

(2)・(3) 【略】

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)

(5) 【略】

別表

基礎控除額表（月額）

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円 円	円	円
0～15,000	0～15,000	0～15,000
【略】	【略】	【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第8 収入認定の取扱い

3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（中略）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

(2) ・ (3) 【略】

エ 生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「運営の手引」という。）

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条に大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。

なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 【略】

2 法第63条の適用の判断

(1) 法第63条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となっている。（後略）

(2) 【略】

3 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

不実の申請その他不正な手段により保護を受け（中略）た者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護

を受けた者から保護費（中略）を返還させるよう法第 78 条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることとはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。（後略）

（2）【略】

オ 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

第 8 収入の認定

4 勤労に伴う必要経費

（前略）勤労に伴う必要経費いわゆる勤労控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから稼働に伴う生活需要の増加分を補てんするための必要経費として位置づけられるものであるが、同時に勤労意欲の助長、自立助長という性格を併せ有している。

第 13 その他

問 13-1 不当受給に係る保護費の法第 63 条による返還又は法第 78 条による徴収の適用

（問）収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第 63 条による費用の返還として取り扱う場合と法第 78 条による徴収として取り扱う場合の二通りが考えられるが、どのような場合に法第 63 条又は法第 78 条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。

（答）本来、法第 63 条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。

しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第 63 条が適用されているわけである。

広義の不当受給について、法第 63 条により処理するか、法第 78 条により処理するかの区分は概ね次のような標準で考えるべきであろう。

①法第 63 条によることが妥当な場合

(a) 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。

(b) 実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことを事後になって判明したとき（後略）

②法第 78 条によることが妥当な場合

(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそ

れに応じなかったとき。

(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

問 13-23 法第 63 条・法第 78 条と控除

(問) 法第 63 条及び法第 78 条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1) 法第 63 条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合

保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。(後略)

(2) 法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合

(1) と異なり、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。

これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が次(※次官通知を指す)第 8 の 3 の (1) のアに規定する「勤労収入」であれば、必要経費のほか、基礎控除(中略)などの勤労控除を適用すべきである(後略)。

(3) 法第 78 条を適用する場合

保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。

したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。(後略)

力 市福祉事務所長委任規則(昭和 34 年 市規則第 1 号。以下「委任規則」という。)

(委任事務の範囲)

第2条 次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法

ア～ケ 【略】

コ 法第63条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関する事。

サ～ス 【略】

(2) ～ (5) 【略】